

紙マニフェストご利用のお客様へ

電子マニフェスト に移行となります

拝啓 時下ますますのご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、廃棄物を排出する際に交付するマニフェスト伝票（紙の伝票）ですが、廃棄物処理法の改正を受けて、2020年4月1日より前々年度(2018年度)の特別管理産業廃棄物の排出分からを対象に、年間排出量が50tを超える場合、電子マニフェスト使用義務の対象となります。

当社では、これに伴う将来的な（国のIT化等）全面電子化を見据えシステムの全面的な改修を行い、これを機に全ての紙マニフェストを電子マニフェストに移行してまいります。既に多くのお客様からもご賛同を頂いておりますが、改めて当書面にて紙マニフェストと電子マニフェストの運用の違いとメリット、及び移行方法についてご案内申し上げます。

※既にお申込みいただいているお客様はご容赦ください。

敬具

電子マニフェスト移行のメリット！

①簡単！事務処理の効率化

- 紙マニフェスト伝票が不要となり、予めお渡しするQRコードが記載されたお客様カードにより弊社回収担当者が入力を行い、お客様には画面上でご確認・承認を頂きます。
- Webサイト上から、簡単に廃棄物の処理状況とマニフェスト情報を閲覧することができるようになります。
- 紙伝票の保存・管理が不要となり保存スペースも不要です。

②確実！データの透明性

- マニフェスト情報は国から管理を委託されている、(公)日本産業廃棄物処理振興センターが管理・保存しています。
- 排出、収集、処分の3者が常にマニフェスト情報を閲覧・監視することにより、不適切なマニフェストの登録・報告や不正処理の防止、データの書き換えの防止に繋がります。
- 同時に当社はQRコードにより個別追跡を行います。

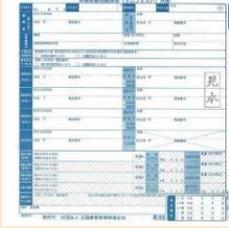
③しっかり！法令の遵守

- 法で定める必須項目をシステムで管理していますので、入力漏れを防止できます。
- マニフェストの紛失の心配がありません。
- 法律で求められている状況報告は、(公)日本産業廃棄物処理振興センターが行うため、報告忘れを防止することができます。

④安心！状況報告が不要

- 廃棄物排出事業者に義務化されている、マニフェストの交付状況報告は各行政が(公)日本産業廃棄物処理振興センターのデータベースより情報を取得します。
- これにより、排出事業者からの報告は不要となります。
- 帳簿類についても日本産業廃棄物処理振興センターのWebページより取得が可能です。

紙マニフェストとの運用比較！

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの交付・登録	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡した日から3日以内にマニフェスト情報を、情報処理センターにお客様が登録 ⇒トキワ薬品化工のお客様は、弊社担当者がおお客様カードにて登録情報を作成します。お客様は回収情報をご確認頂き、ご承認頂くだけです。 (専用カードには、ご契約情報が書き込まれています)	廃棄物を収集運搬業者、または処分業者に引渡しと同時にマニフェストを自ら交付 ※紙マニフェストにサイン 
処理終了確認	情報処理センターからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の通知（電子メール等）により確認	1. 運搬終了報告：B2票とA票を照合して確認 2. 処分終了報告：D票とA票を照合して確認 3. 最終処分終了報告：E票とA票を照合して確認
マニフェストの保存	マニフェストの保存が不要（情報処理センターが保存、5年分は常時確認可能）	1. 交付したマニフェストA票を5年間保存 2. 収集運搬業者および処理業者より送付されたB2票、D票、E票を5年間保存
産業廃棄物管理票交付等状況報告	都道府県・政令市が情報センターのデータベースから情報を自動取得するため、報告が不要	都道府県・政令市に自ら報告

